

せん妄・高次脳機能障害に対する向精神薬の使用について

当院の倫理委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

実施内容	せん妄・高次脳機能障害に対する向精神薬（クエチアピン、オランザピン、ペロスピロン、リスペリドン、アリピプラゾール、ハロペリドール、バルプロ酸、レボメプロマジン、ブロナンセリン）の使用
実施責任者	季美の森リハビリテーション病院 倫理委員会
対象者	当院で治療を受ける患者で、せん妄・高次脳機能障害を呈した患者
承認日	2024年3月4日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	【目的・意義】 一般的にせん妄や高次脳機能障害の治療をする際は、向精神薬（クエチアピン、オランザピン、ペロスピロン、リスペリドン、アリピプラゾール、ハロペリドール、バルプロ酸、レボメプロマジン、ブロナンセリン）が保険適応外使用されています。また、抗精神病薬の適応外使用については、社会保険診療報酬支払基金が公表している審査情報提供事例において、せん妄に対する処方としてハロペリドール、リスペリドン、クエチアピン、ペロスピロンが記載され、社会的にも認知されています。ガイドラインや文献、書籍等においても、向精神薬が治療選択肢として記載されており、当院においても個々の事例に合わせて向精神薬を選択して実施します。 【想定される不利益と対策】 各薬剤の添付文書に記載された用法用量に準じて治療を行うため、一般的に想定される副作用と同等と考えられます。副作用が出現した場合には、通常の診療にて対応を行い、必要に応じて精神科医と協同し治療にあたります。

【お問い合わせ先】

季美の森リハビリテーション病院 倫理委員会

代表 0475-71-3366